

ブロードバンドの整備や維持管理のための支援制度の拡充

政策提言の要旨

- 活力ある地方創生の実現には、光ファイバ等を基盤とするブロードバンドサービス（BB）が不可欠
- 「誰一人取り残さないデジタル化」の推進には、中山間地域等に配慮したユニバーサルサービス制度が必要

提言 1

BB交付金の対象経費の拡充

現状と課題

国の方針

- BBのユニバーサルサービス化は、「維持」を対象とすることを基本とすべき

(R2.11.25)

本県の現状

「整備」は補助事業で進めることは理解
(※県内9市町も国の令和2年度補正予算等を活用し整備)

しかし・・・

- 極めて不利な地理的・財政的条件にある地域では、採算性や補助対象外経費の捻出が困難等との理由で、断念せざるを得ないケースがある（大川村、仁淀川町など）
- 携帯電話の不感地域も多く、無線による通信サービスも不十分

提言 2

条件不利地域への配慮

地方創生・新たな日常へ向けて

- 通信環境の整う都市部との格差拡大への懸念
- テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の通信需要の増大への対応が必要

① 維持（高度化を含む）に加え、極めて不利な地理的・財政的条件にある地域について、「整備費」も費用負担の対象経費とすること

② 仮に整備費が対象外となる場合でも未整備地域の解消に向けた国による支援策（地方財政措置を含む）を引き続き講じるとともに、無線BBによる整備等の当面の代替案も検討すること

③ BB交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分（補てん割合）については、中山間地域等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること